

条文の紹介

議会基本条例の一部を抜粋して紹介いたします。

※また、議会基本条例の条文と説明文は、本庁総合窓口・議会事務局・各総合支所・各振興センターに設置するほか、議会ホームページで公表しております。

（前文）

花巻市議会（以下「議会」という。）は、二元代表制のもと、市長とともに市民の信託を受けた市の代表機関である。議会は多人数による合議制の機関として、市長は独任制の機関として、それぞれの異なる特性を生かし、市民の意思を市政に的確に反映させるために競い、協力し合いながら、市としての最高の意思決定を導く共通の使命が課せられている。

地方分権の時代にあつて、自治体の自主的な意思決定と責任の範囲が拡大した今日、議会の果たすべき役割は確実に増してきており、自治体政策を審議する場合において、その論点、争点を市民に明らかにし、持てる権能を十分に駆使し、議決機関としての責務を果たさなければならない。

このような使命を達成するため、議会は主権者である市民の代表機関であることを常に自覚し、市民との関係、市長その他の執行機関との関係、議会の活動原則及び議員の活動原則等を定め、市民の信託に全力で応えていくことを決意し、議会の最高規範としてこの条例を制定する。

前文では議会基本条例を制定するに至った背景や制定への思いが述べられ、花巻市民の代表としての議会と議員の決意を表明しています。

※「二元代表制」

「議会の議員」と「市長」を市民が直接選挙で選ぶ制度のことで、「議院内閣制」の国会で国会議員が総理大臣を選んでいることと違い、どちらも市民の代表であることから、議会と市長は対等の機関として、お互いに抑制、協力することで緊張感を保ちながら自治体の運営に取り組む制度のことです。

※「合議制」

複数の人が話し合つて物事を決定する制度のことです。

※「独任制」

1人をもって機関を構成し、独立して職務を執行し、意思を決定する制度のことです。（都道府県知事、市町村長など）

（目的）

第1条 この条例は、議会に関する基本事項を定めることにより、議会への民意の反映と、議会の情報公開を充実させ、議決機関としての責任を果たすことを目的とする。

議会基本条例は、議会とその構成員である議員のあるべき姿を明文化し、役割をはっきりさせること、さらには市民の信託に応えるために市民の意見を取り入れていくことと議会の活動内容をお知らせしていく「開かれた議会」を推し進めていきます。そうすることで、議会本来の役割である自治体の意思決定機関としての責任を果たしていくことを目的に制定しました。

（最高規範性）

第3条 この条例は、議会運営における最高規範であつて、議会は、この条例の趣旨に反する議会の条例、規則、規程等を制定してはならない。

2 議会は、議会に関する日本国憲法、法律及び他の法令等の条項を解釈し、運用する場合においても、この条例に照らして判断しなければならない。

議会基本条例が花巻市議会にとって最高規範であることを定めています。

（市民参加）

第8条 議会は、議会の活動に関する情報公開を徹底するとともに、市民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。

2 議会は、すべての会議を原則公開するものとする。

3 議会は、委員会の運営に当たり、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用して、市民の専門的又は政策的識見等を討議に反映させるものとする。

4 議会は、請願及び陳情を市民による政策提案と位置づけるとともに、その審議においては、これら提案者の意見を聴く機会を設けることができる。

ここでは、議会の活動について、市民に公開することと、十分な説明をしなければならないと定めています。

第3項は、委員会で議案や課題について話し合うとき、市民の意見を取り入れることを定めています。

第4項は、請願や陳情について、市民からの政策提案と考えることと、それについて委員会で話し合う場合、請願の紹介議員だけでなく、提案者から意見を聴くことを定めています。

（議会報告会）

第9条 議会は、市政の諸課題に柔軟に対処するため、市政全般にわたつて、議員及び市民が自由に情報及び意見を交換する議会報告会を年1回以上行うものとする。

2 議会報告会に関することは、別に定める。

議会の活動について説明し、市民の意見を広く聴くための議会報告会を開催することを定めています。

（一問一答、反問権）

第11条 議会は、市長等との関係について、次に掲げるところにより、緊張関係の保持に努めなければならない。

(1) 本会議及び委員会における議員と市長等の質疑応答は、広く市政上の論点及び争点を明確にするため、一問一答の方式で行うものとする。

(2) 議長から本会議及び委員会への出席を要請された市長等は、議長又は委員長の許可を得て、議員に対して反問など発言することができる。

市長等と議会の関係を明確にし、市民に分かりやすい議会運営を行うことを定めています。

第1号は、本会議や委員会での質疑応答は、論点・争点が明確になる一問一答方式で行うこととしています。

第2号は、これまで会議では議員は「質問する人」、市長等は「答える人」でしたが、より活発な政策議論を行うため、市長等に議員に対して逆に質問などを行うことができることとしました。